

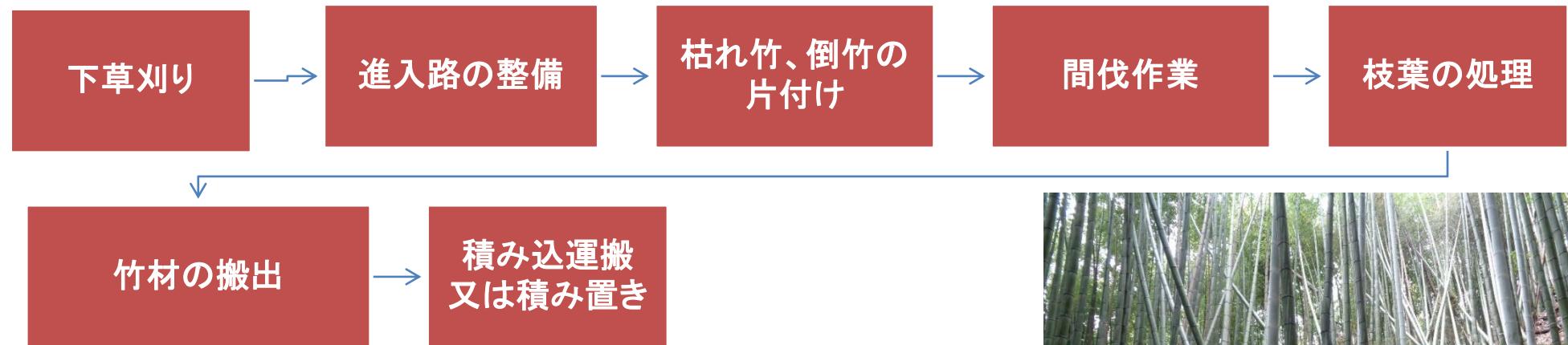
## 【課題1】

### 竹の集荷について

#### (①急傾斜地、②高齢者、③出張作業、④賛同者)

- ①急傾斜地、道路に面した竹の処理は危険を伴うため、ご相談を戴ければアドバイスができますが、複数の人数で作業を行う必要があります。
- ②高齢者で作業困難な竹林の場合、シルバー人材センター等に依頼することも選択肢で、伐採後の青竹は買取りができます。
- ③伐採・粉碎等の出張作業については、NPO法人の資金面、人員に限りがあるため、希望される場合は現状有償による対応となります。
- ④現時点では町内に10名程の賛同者を確認しており、今後もネットワークを広げたいと考えております。

# 長年放置された竹林を整備するためのコストは？



孟宗竹林には10a当たり10t～30tの竹が育ち、  
その1/5を伐採しても翌年には再生

青竹10tの買取り×1万円/t=10万円の収入

一般的な竹材の処分費用は10t×2万円(20円/kg)=20万円



	整備費用/10a	処分費用/10t	合計費用/10a
従来の整備費用	30万円	20万円	50万円
買取り実施後整備費用	30万円	10万円収入	20万円

## 【課題2】

# 竹の種類について

- ・買取る竹は、太くて肉厚のある孟宗竹が輸送に適し、品質を安定させるため、これまで通り限定したいと考えております。  
(真竹、ハチクについては、今後需要を探求していきます。)
- ・竹の種類の判別はさほど難しい作業ではなく、サンプルをご覧いただければ、皆さん判別できるようになります。
- ・竹の枝葉は製品の変色の原因となるため買取りできませんが、  
籠を枝払いした細い部分は買取可能です。

# 間伐した青竹、軽トラ満載の場合



※参考写真2.4mで約400kg

搬入竹は枝払いした青竹、長さ2.4m以内が望ましい  
(緑の笹は変色の原因となるため枝払いする)

竹はカビの発生が無く、伐採後1週間以内搬入を希望

長南産竹を優先的に、近隣の竹を月2回程度、買い取り実施

※買い取り価格は軽トラ満載の場合4千円～5千円を予定

## 【課題3】

### 竹の搬入・搬出時の配慮について (通学路、福祉施設等)

- ・通学時間帯を避けて集荷を行います。  
(午前9時～午後2時頃までを想定)
- ・搬入、搬出の経路を指定して、近隣住民や施設等に迷惑が掛からないようマニュアルを作成します。



## 【課題4】

### ①騒音、②粉塵、③臭気の対策について

- ①昨年12/24に再度騒音測定を行い、立ち会い者が粉碎音を確認した結果、条例で規制されている60dB以下の騒音は、さほど気にならないとの意見でした。(右側ページの「騒音測定結果」資料参照)
- ②粉碎時の竹パウダーは水分率(約45%)が高いため、空气中では重く、浮遊する粉塵とはなりにくいです。
- ③竹パウダーの臭気は刺激臭ではなく、周囲に影響を及ぼすことはありません。

# 幼稚園敷地近隣の騒音測定



6

民家付近②		
平常時	41.5dB	
防音あり	42.6dB	
防音なし	45.9dB	

5

民家付近①

民家付近①		
平常時	37.1dB	
防音あり	44.9dB	
防音なし	46.5dB	



4

アルファ入口		
平常時	41.2dB	
防音あり	48.4dB	
防音なし	52.3dB	

3

道路前

道路前		
平常時	35.5dB	
防音あり	51.8dB	
防音なし	54.2dB	



# 騒音測定結果

①作業現場			④アルファ入口		
平常時	40.1dB	至近距離だとエンジン音と粉碎時の音で会話がしにくい状態	平常時	41.2dB	エンジン音はほとんど聞き取れず、粉碎時の音は聞こえるが工場の空調の室外機の音の方が気になる
防音あり	97.8dB		防音あり	48.4dB	
防音なし	102.4dB		防音なし	52.3dB	
②門（園庭側）			⑤民家付近		
平常時	38.0dB	エンジン音と粉碎時の音はともによく聞こえるが、遠くで作業をしている程度に感じる	平常時	37.1dB	エンジン音はほとんど聞き取れず、粉碎時の音は聞こえるが県道を走る車両の音でかき消される
防音あり	56.9dB		防音あり	44.9dB	
防音なし	59.2dB		防音なし	46.5dB	
③道路前			⑥民家付近		
平常時	35.5dB	エンジン音と粉碎時の音は聞こえるが、車両が通行すると粉碎音はかき消される程度	平常時	41.5dB	エンジン音はほとんど聞き取れず、粉碎音は聞こえるが県道を走る車両(70dB以上)の音でかき消される
防音あり	51.8dB		防音あり	42.6dB	
防音なし	54.2dB		防音なし	45.9dB	



## 【課題5】

### 建築基準法、消防法の用途変更手続きについて (関係機関への確認結果)

#### ①建築基準法（長生土木事務所 建築宅地課）

→今回の用途変更により必要な手続きはない。

・建築基準法第6条第1項第1号の特殊建築物にあたる場合に手続きが必要だが、今回の場合（工場として使用、200m<sup>2</sup>を超えない）は該当しない。

#### ②消防法（長生郡市広域市町村圏組合消防本部 予防課）

→「防火対象物使用開始届出書」及び「乾燥設備設置届出書」の提出が必要となる。

・ワークショップ等で収容人員が50人を超える場合は、防火管理者の選任が必要となる。

長南幼稚園 平面図

